



長野県報

5月9日(月)
令和4年
(2022年)
第302号

目次

規則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(東北信運転免許課).....	1
長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則の一部を改正する規則(生活安全企画課・東北信運転免許課).....	3

告示

保安林の指定施業要件の変更(3件)(森林づくり推進課).....	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課).....	4
指定講習機関に関する規則第4条第1項の規定による変更の届出(東北信運転免許課).....	5
運転免許取得者教育の認定に関する規則第7条第1項の規定による変更の届出(東北信運転免許課).....	5

公告

土地改良区の管理規程の変更の認可(農地整備課).....	5
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課).....	5
土地改良区連合の定款変更の認可(農地整備課).....	6
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課).....	6
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	6
道路交通法に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施(東北信運転免許課).....	6

規則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年5月9日

長野県公安委員会委員長 柳 平 千代一

長野県公安委員会規則第5号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第9章 運転免許取得者教育の認定(第30条の2) 」を「第9章 雑則(第31条―第33条) 」に改める。
第10章 雑則(第31条―第33条)

第1条中「政令」という。)、を「政令」という。及びに改め、「及び運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。第30条の2において「規則」という。)」を削る。

第23条中「政令」を「政令第32条の2、」に改める。

第23条の2第2項中「第3項」を「第4項」に改める。

第24条第3項中「の各号」を削り、同項第2号中「、伊那市高遠町交番」を削る。

第26条の2中「第97条の2第1項第3号のイ」の次に「若しくはロ」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(運転技能検査申出書)

第26条の3 法第97条の2第1項第3号のイ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定により運転技能検査を受けようとする者は、運転技能検査申出書(様式第20号の3)を提出しなければならない。

第30条第1項中「第14号」を「第15号」に改め、同条第2項中「及び第13号」を「、第13号及び第14号」に改める。

第9章を削る。

第33条第2項中「の各号」を削り、同項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、同項第13号中「第14号」を「第15号」に改め、同号を同項第14号とし、同項第9号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 第26条の3に規定する運転技能検査申出書

第10章を第9章とする。

様式第19号中

審査に係る緊急自動車 <input type="checkbox"/> 該当するものを○ <input type="checkbox"/> で囲むこと。	中型 準中型 普通 大型自二 普通自二 (限定なし・小型)	を
--	-------------------------------	---

審査に係る緊急自動車 <input type="checkbox"/> 該当するものを○ <input type="checkbox"/> で囲むこと。	大型 中型 準中型 普通 大型自二 普通自二 (限定なし・小型)	に改める。
	MT車 AT車	

様式第19号の3中「第102条第3項」の次に「、第102条第4項」を加える。

様式第20号の2中「第101条の4第2項」を「第97条の2第1項第3号のロ、第101条の4第2項」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

(様式第20号の3) (第26条の3関係)

<p>運 転 技 能 検 査 申 出 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>長野県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">申出人 住 所 氏 名</p> <p style="margin-top: 20px;">道路交通法第97条の2第1項第3号のイ (第97条の2第1項第3号のハ、第101条の4第3項) の規定により、運転技能検査の受検を申し出ます。</p>
手 数 料 欄

様式第26号中「第108条の2第1項第10号(第108条の2第1項第13号)」を「第108条の2第1項第 号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

東北信運転免許課

長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年5月9日

長野県公安委員会委員長 柳 平 千代一

長野県公安委員会規則第6号

長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則の一部を改正する規則

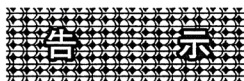
長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則(昭和35年長野県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第15号中「第8条第7号」を「第8条第8号」に改め、同項第16号中「第8条第8号」を「第8条第9号」に改め、同項第17号中「第8条第13号」を「第8条第14号」に改め、同項第18号中「第8条第14号」を「第8条第15号」に改め、同項第21号中「第9条第1項第24号」を「第9条第1項第25号」に改め、同項第22号中「第9条第1項第25号」を「第9条第1項第26号」に改め、同項第23号中「第9条第1項第26号」を「第9条第1項第27号」に改める。

附 則

この規則中、第3条第1項第15号から第18号までの改正規定は公布の日から、同項第21号から第23号までの改正規定は令和4年5月13日から施行する。

生活安全企画課
東北信運転免許課



長野県告示第234号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和4年5月9日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上田市(次の図に示す部分に限る)
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上田市(次の図に示す部分に限る)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課